

## 食育ソムリエ制度の台湾導入に関する覚書締結

- ・台湾では安全、安心、魅力あるローカルフードの販売促進に取り組んでいる
- ・さらに、「地産地消」の推進につながる食育への関心が高まっている
- ・食と農の懸け橋となり地場食材の魅力を伝える「食育ソムリエ」の導入を支援する

当機構は、台湾経済部の外郭団体である中国生産力中心（China productivity center）と、食育ソムリエ制度の台湾への導入に向けた覚書を締結しました。

「食育ソムリエ養成講座」は、地場農産物の需要拡大と地域住民の農業理解を深めるための食育を実践する人材を育成するもので、国内では約 3,000 人の食育ソムリエが認定され、直売所を中心に活躍しています。

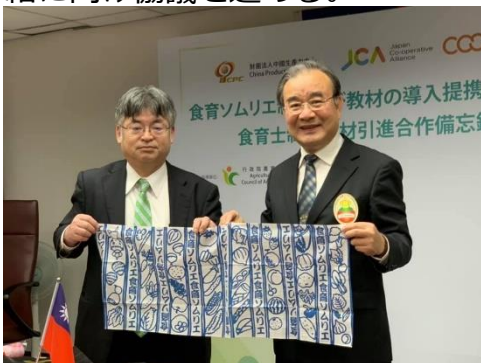
台湾では、ローカルフードの販売を促進するため、台湾行政院農業委員会（日本の農林水産省に相当）が支援・指導し、ファーマーズマーケット等の販売店を各地に設立しています。さらに、地産地消の意義を伝え、生産者と消費者を結び付ける活動を展開するため、食育ソムリエ制度を導入することとしました。

当機構では、台湾のますますの食育の普及とファーマーズマーケットの発展、地域農業の振興を「食育ソムリエ制度」の導入により支援します。

これを機に、台日の食育と地域農業の活性化がますます盛んになることを期待しています。

主な内容は次のとおりです。

- ・生産者と消費者を結び付け「地産地消」を広めていく「食育ソムリエ養成講座」のコンセプトを共有し、台湾での導入・普及を支援する。
- ・令和 2 年 3 月までに食育ソムリエ養成講座の台湾への導入に関する契約締結に向け協議を進める。



### 問い合わせ先

(一社)日本協同組合連携機構（食育ソムリエ事務局）

・担当: 加藤 美紀（メールアドレス m-kato@japan.coop）

・電話: 03-6280-7326 FAX: 03-3268-8761